

改正浄化槽法に関するご案内

休止届を提出した浄化槽の保守点検・清掃・法定検査は免除され、使用する場合は再開時の届出が義務化されました。
(浄化槽法第11条の2 関係)

休止・再開に必要な対応

- 休止のための清掃が必要です。(汚泥の全量引出しと水張り)
- 休止期間の目安は1年以上です。
- 休止届・再開届は、関係市町村担当課に提出してください。

休 止 か ら 再 開 ま で の 流 れ

清 掃

→

休止の届出

→

休 止 中

→

再開の届出

○届出書

○清掃記録

維持管理不要

○届出書

浄化槽の排水管高圧洗浄のご案内

排水管・排水枥 こんな症状が出る前に・・・!!

※排水管洗浄は悪臭・詰まり・汚れなどの問題を事前に防ぎます。

悪臭

排水溝から生ごみの
ような異様な臭いが
してくる・・・。

汚れ

油・アカなどが付着し ばい
菌が繁殖してヌルヌル状
態・・・。

詰り

最近流れ悪くなり、水道を流す
と、シンクに溜まり、困っている
ポコポコ音をする・・・。

当組合にて高圧洗浄を受け賜ります。

松本広域浄化槽管理組合

電話 0263-72-0692

※ 詳細は、担当管理士にお問合せ下さい!!